

令和 4 年 農作業料金・農業労賃に関する調査結果

目 次

はじめに

I. 調査の概要 1

II. 調査結果の概要

1. 水稲作の部分・全面作業受託料金 2

2. オペレータ賃金と農外諸賃金 4

3. 農作業別農業臨時雇賃金 5

4. 農業臨時雇賃金と標準賃金との比較 7

5. 農業臨時雇賃金と他産業臨時雇賃金(臨時雇・パート)の水準 .. 8

6. 農外諸賃金の水準 9

令和 5 年 3 月
一般社団法人青森県農業会議

はじめに

本調査は、昭和35年以来、全国農業会議所の企画のもと、市町村農業委員会の協力を得ながら、農業の臨時雇賃金等の把握を行っているもので、これまで、農業の就業構造の変化に伴い、稲作の作業請負料金（部分作業請負・全面作業請負）や農業経営基盤強化促進法に基づく農作業受委託の制度化に伴う農作業受委託料金等を調査項目に加えながら、調査内容の充実を図ってまいりました。

本調査結果は、青森県内40市町村農業委員会の協力を得て、令和4年12月31日を調査時点とし、令和4年1月1日より1年間について調査したものをとりまとめたものです。

県内の農業・農村における労働事情、農業就業構造ならびに各々の農業経営の改善等に取り組むための参考資料として、幅広くご活用いただければ幸いに存じます。

最後に、本調査にご協力いただいた市町村農業委員会に厚くお礼申し上げます。

令和5年3月

一般社団法人青森県農業会議

I. 調査の概要

1. 調査の目的

本調査は、農作業の受託（請負）料金や農業雇用賃金、農外諸賃金の水準の把握等を通じて、農業労働力の確保調整や協定賃金の作成、他産業就業対策などの農家労働力事情など、農業就業構造ならびに農業経営の改善・近代化に貢献してきた。農業労働力事情関係の調査としては、他に類例を見ないものとして、関係方面から高い評価を得てきた。

近年の農業労働事情をめぐっては、農業就業者の高齢化、担い手不足、さらには雇用労働力の確保の困難など、種々の課題が山積している。これら諸事情にかんがみ、農業・農村における労働事情について、一層の把握に努め、今後、適正かつ合理的に標準（協定）賃金・料金等の作成、農業労働力確保の推進等を通じ、足腰の強い農業経営の実現に資することを目的に本調査を実施した。

2. 調査の方法

- (1) 本調査は、全国農業会議所が作成した調査票にもとづき、青森県農業会議の指導のもとに、市町村農業委員会が実施した。
- (2) 調査市町村は、令和4年12月31日時点における全市町村（40市町村）を対象としている。
- (3) 調査の項目
 - ① 水稻作の部分・全面作業受託料金の水準
 - ② オペレータ賃金
 - ③ 農業臨時雇の農作業別・男女別の賃金水準
 - ④ 農作業受託料金・農業臨時雇賃金等の協定状況
 - ⑤ 市町村内の農外諸賃金の水準

3. 調査の時期および期間

令和4年12月31日を調査時点とし、令和4年1月1日より令和4年12月31日までの1年間を調査対象としている。

Ⅱ．調査結果の概要

1．水稻作の部分・全面作業受託料金

(1) 部分作業の受託料金（第1表）

農作業受託料金のうち、稲作関係の部分農作業受託料金を《育苗》、《耕起》、《代かき》、《耕起～代かき（一貫）》、《機械田植（苗代別）》、《機械刈取（コンバイン）》、《刈取～乾燥・調整》、《乾燥・調整（60kg当たり）》の各作業について、受託主体別（個人農家と生産組織）に調査したものである。

① 《育苗》

《育苗》の県平均をみると、個人農家の場合＜稚苗＞が10a当たり19,425円（対前年比0.0%）、＜中苗＞が10a当たり21,605円（同1.9%上昇）となっている。

地域別にみると、＜稚苗＞は「津軽南」が23,450円と最も高く、次いで「上十三」が21,867円、「東青」が17,500円の順となっている。＜中苗＞は「三八」が23,893円と最も高く、次いで「津軽南」が22,160円、「東青」が21,575円の順となっている。

また、生産組織の《育苗》の県平均をみると、＜稚苗＞が10a当たり17,500円（同0.0%）、＜中苗＞が10a当たり21,616円（同0.2%下落）となっている。

② 《一貫》・《耕起》と《代かき》

《一貫（耕起～代かき）》の県平均は、個人農家が10a当たり10,823円（対前年比0.9%下落）、生産組織が8,843円（同6.1%下落）となっている。

《耕起》と《代かき》の県平均は、個人農家の場合、《耕起》は10a当たり4,878円（同0.5%下落）、《代かき》は5,893円（同1.5%上昇）となっている。また、生産組織の場合、《耕起》は10a当たり4,364円（同5.5%上昇）、《代かき》は4,391円（同1.4%上昇）となっている。

③ 《機械田植（苗代別）》

《機械田植》の県平均をみると、個人農家が10a当たり6,113円（対前年比0.1%上昇）、生産組織では5,963円（同10.7%上昇）となっている。

④ 《防除（薬剤費別、1回当たり）》

《防除（薬剤費別、1回当たり）》の県平均を見ると、個人農家は10a当たり1,645円（対前年比1.7%上昇）、生産組織では1,740円（同10.2%下落）となっている。

⑤ 《機械刈取（コンバイン）》

《機械刈取（コンバイン）》の県平均を見ると、個人農家は10a当たり12,912円（対前年比0.3%下落）、生産組織では11,110円（同3.4%上昇）となっている。

⑥ 《刈取～乾燥・調製》

《刈取～乾燥・調製》の一貫収穫作業の県平均をみると、個人農家は10a当たり29,225円（対前年比1.8%上昇）、生産組織は25,908円（同1.8%上昇）となっている。

⑦ 《乾燥・調製（60kg当たり）》

《乾燥・調製》の県平均をみると、個人農家は60kg当たり1,692円（対前年比1.0%上昇）、生産組織は1,525円（同0.4%上昇）となっている。

第1表 水稻作一般作業受託料金水準

（単位：円／10a当たり）

		県平均	郡 市 別								
			東 青	西・つがる	中 弘	津 軽	南 北	五 上 十 三	下 北	三 八	
育苗 (種子代含)	稚苗	個人	19,425 (0.0)	17,500		10,000	23,450		21,867		
		組織	17,500 (0.0)	17,500							
	中苗	個人	21,605 (1.9)	21,575	17,308	19,188	22,160		21,438		23,893
		組織	21,616 (△0.2)	17,500		14,000	22,067		31,745		21,743
耕起 から 代かき まで	一貫	個人	10,823 (△0.9)	10,850	11,258	11,000	9,656	11,672	9,833	11,150	11,129
		組織	8,843 (△6.1)	9,000		8,200	9,267				8,450
	耕起	個人	4,878 (△0.5)	4,950	4,341	5,417	4,740	4,533	4,114	5,520	5,368
		組織	4,364 (5.5)	4,000		5,500	4,333		4,212		4,100
	代かき	個人	5,893 (1.5)	5,983	7,250	5,715	4,980	7,100	5,383	6,020	5,962
		組織	4,391 (1.4)	5,000		4,000	4,267		4,629		4,350
機械田植 (苗代別)	個人	6,113 (0.1)	6,250	5,461	6,257	6,384	5,422	6,311	6,275	6,242	
	組織	5,963 (10.7)	5,000		6,000	7,000		6,500		4,600	
防 除 (薬剤費別、1回当たり)	個人	1,645 (1.7)	1,850	1,050	1,000	1,682	1,632	1,850	1,400	1,813	
	組織	1,740 (△10.2)				1,000		1,210		2,375	
機械刈取 (コンバイン)	個人	12,912 (△0.3)	14,367	11,758	16,084	15,027	11,025	11,700	12,325	12,908	
	組織	11,110 (3.4)	12,000		15,250	12,030	9,001	10,368		10,750	
刈取～乾燥・調製	個人	29,225 (1.8)	26,089	27,544	29,180	34,698	26,377	27,932	24,800	31,193	
	組織	25,908 (1.8)				27,983	22,841	20,710		34,078	
乾燥・調製 (60kg当たり)	個人	1,692 (1.0)	1,490	1,573	1,640	2,001	1,634	1,559	800	1,894	
	組織	1,525 (0.4)				1,660	1,411	1,230		2,050	

※ 表中の「個人」は個人農家、「組織」は生産組織

() 内は対前年比上昇率(%)〔△は下落、小数点第2以下は四捨五入〕

(2) 全面作業の受託料金 (第2表)

稲作の農作業の全面受託料金は、種籾・除草剤・肥料・農薬代などの生産資材をすべて受託者が負担する「生産資材費込み (以下「込み」)」のものと、生産資材を委託者が負担する「生産資材費別 (以下「別」)」に区分し、さらに個人農家と生産組織に分けて調査したものである。

- ① 個人農家：「込み」は、10a当たり84,858円 (対前年比7.6%上昇)、「別」は51,429円 (同1.3%上昇) となっている。
- ② 生産組織：「込み」は、10a当たり76,581円 (対前年比1.8%下落)、「別」は50,250円 (同6.5%下落) となっている。

※ なお、全面農作業の受託料金については、第2表のとおり回答市町村数が少ないことから、事例的なものとして参考にさせていただければ幸いである。

第2表 水稻作全面作業受託料金

(単位：円/10a当たり)

		回答市町村数	料 金
種籾・除草剤・肥料・農薬代「込み」	個 人 農 家	14	84,858 (7.6)
	生 産 組 織	2	76,581 (△1.8)
種籾・除草剤・肥料・農薬代「別」	個 人 農 家	13	51,429 (1.3)
	生 産 組 織	2	50,250 (△6.5)

※ () 内は対前年比上昇率 (%) [△は下落、小数点第2以下は四捨五入]

2. オペレータ賃金と農外諸賃金

(1) オペレータ賃金 (第3表)

オペレータの賃金は、「トラクター」、「田植機」、「コンバイン」の各オペレータの純然たる労働賃金のみを1日 (8時間) 当たりで調査したものである。

県平均では、「コンバイン」が9,262円 (対前年比0.8%上昇) で最も高く、次いで「トラクター」が8,953円 (同0.3%上昇)、「田植機」が8,812円 (同2.3%上昇) の順となっている。

第3表 オペレータ賃金

(単位：円/1日 [8時間] 当たり)

	県平均	別																
		郡			市				別									
		東	青	西・つがる	中	弘	津	軽	南	北	五	上	十	三	下	北	三	八
トラクター	8,953 (0.3)	8,080	7,733	9,286	8,050	8,520	12,075	8,000	8,748									
田 植 機	8,812 (2.3)	8,080	7,733	9,571	7,950	8,520	10,975	7,667	9,054									
コンバイン	9,262 (0.8)	8,080	7,733	9,429	8,050	8,520	12,060	8,167	10,417									

※ () 内は対前年比上昇率 (%) [△は下落、小数点第2以下は四捨五入]

(2) オペレータ賃金と農外諸賃金（男性）との比較（第4表）

市町村ならびに、近郊（通勤可能範囲）における農外諸賃金水準の県平均をオペレータ賃金と比較したものである。

トラクターのオペレータ賃金を100とした場合、農外諸賃金（男性）は、「大工」151、「左官」150、「伐出」131、「造林」116、「土木工」116という指数になり、オペレータ賃金が農外諸賃金に比べ、低い水準となっている。

第4表 オペレータ賃金と農外諸賃金（男性）との比較（単位：円／1日〔8時間〕当たり）

	オペレータ賃金		農 外 諸 賃 金				
	トラクター	コンバイン	大 工	左 官	土 木 工	造 林	伐 出
県 平 均	8,953 (0.3)	9,262 (0.8)	13,542 (△5.0)	13,391 (△4.8)	10,362 (△2.4)	10,375 (△1.1)	11,765 (△2.5)
指 数	100	103	151	150	116	116	131

※ 指数：トラクターのオペレータ賃金を100とした場合

() 内は対前年比上昇率(%)〔△は下落、小数点第2以下は四捨五入〕

3. 農作業別農業臨時雇賃金

(1) 農業臨時雇賃金の1日当たりの実勢賃金（第5表）

個々の経営体の需要に応じた労働力の需給調整対策の充実や、質・量ともに兼ね備えた労働力の確保調整をはじめ、地域の実態に即した臨時雇賃金の適正な水準形成に向けて、県内の農業臨時雇賃金の1日当たりの実勢賃金を調査したものである。

1日当たりの実勢賃金の県平均を作業別にみると、農作業一般の中でも、熟練度が求められる「専門作業」は男性が7,942円（対前年比2.4%上昇）、女性が7,354円（同1.3%上昇）、「一般・軽作業」は男性が6,702円（同3.0%上昇）、女性が6,495円（同1.3%上昇）となっており、いずれも上昇している。

また、具体的作業のうち、水稻では「機械作業補助」は男性が6,847円（同1.4%上昇）、女性が6,628円（同2.8%上昇）、「田植」は男性が6,633円（同1.3%下落）、女性が6,786円（同0.1%下落）、「稲刈」は男性が6,928円（同3.2%上昇）、女性が6,877円（同3.1%上昇）となっている。

同じく具体的作業のうち、りんごの「剪定」は男性が9,950円（同2.3%上昇）、女性が9,738円（同2.2%上昇）、「摘果」は男性が6,746円（同2.3%上昇）、女性が6,663円（同2.7%上昇）、「収穫」は男性が6,844円（同2.2%上昇）、女性が6,643円（同2.1%上昇）となっており、具体的作業でも男女の「田植」を除くすべての項目で上昇している。

第5表 農業臨時雇賃金の1日当たりの実勢賃金 (単位：円／1日〔8時間〕当たり)

		県平均	別										
			郡				市						
			東	青	西・つがる	中	弘	津軽南	北	五	上十三	下北	三八
男性	農作業一般	専門作業	7,942 (2.4)	8,300	6,600			7,700	8,148	7,913	6,600	9,125	
		一般・軽作業	6,702 (3.0)	6,444	6,667	7,148	6,760	6,842	6,576	6,276	7,043		
	うち具体的な作業	水	機械作業補助	6,847 (1.4)	6,288	6,700	7,730	7,075	6,987	6,909	5,800	6,960	
			田植	6,633 (△1.3)	6,665	6,600						6,600	
		稲	稲刈	6,928 (3.2)	6,717	6,600	8,332			6,600		6,600	
			剪定	9,950 (2.3)	9,864	10,100	9,693	9,870	10,075			9,983	
		りんご	摘果	6,746 (2.3)	6,411	6,600	7,050	6,980	6,772			6,650	
			収穫	6,844 (2.2)	6,452	6,600	7,188	6,980	6,772	6,600		6,983	
	女性	農作業一般	専門作業	7,354 (1.3)	8,300	6,600			7,367	6,900	7,175	6,600	8,167
			一般・軽作業	6,495 (1.3)	6,444	6,667	7,047	6,760	6,624	5,956	6,276	6,843	
うち具体的な作業		水	機械作業補助	6,628 (2.8)	6,288	6,700	7,626	6,825	6,688	6,586	5,800	6,680	
			田植	6,786 (△0.1)	6,665	6,600		7,400				6,600	
		稲	稲刈	6,877 (3.1)	6,717	6,600	7,504	7,400		6,600		6,600	
			剪定	9,738 (2.2)	9,864	10,100	8,884	9,625	10,000			10,000	
		りんご	摘果	6,663 (2.7)	6,411	6,600	7,070	6,760	6,581			6,650	
			収穫	6,643 (2.1)	6,452	6,600	7,108	6,640	6,581	6,600		6,650	

※ () 内は対前年比上昇率 (%) [△は下落、小数点第2以下は四捨五入]

(2) 1日当たりの実勢賃金の男女間格差 (第6表)

1日当たりの実勢賃金の男性と女性を比較したものをまとめたものである。

これをみると、「田植」を除く作業の実勢賃金において、女性が男性をやや下回っている。

第6表 1日当たりの実勢賃金の男女間格差 (男性を100とした場合の女性の指数)

	専門作業	一般・軽作業	機械作業補助	田植	稲刈	りんご		
						剪定	摘果	収穫
平成25年	90	98	95	101	100	96	98	97
26年	90	98	95	101	101	95	97	97
27年	94	99	96	100	100	95	97	97
28年	91	98	96	101	101	96	97	97
29年	91	97	95	101	101	95	98	98
30年	91	99	96	101	101	95	98	98
令和元年	91	99	97	101	101	99	98	98
2年	93	99	96	101	101	99	98	97
3年	94	99	96	101	99	98	98	97
4年	93	97	97	102	99	98	99	97

4. 農業臨時雇賃金と標準賃金との比較（第7表）

市町村農業委員会では、農業労働力の需給調整や、農業経営の合理化などを図る観点から、近隣市町村や農協等との連携のもとに農作業及び請負などの標準額（協定賃金）をまとめたものである。

その標準額（協定賃金）と本調査結果の農業臨時雇賃金を比較したものである。

作業別に県平均を見ると、「稲刈」が6,928円で、標準額に対し106と最も高い指数となっている。

地域・作業別に見ると、《中弘》の「稲刈」が標準額に対し126、《東青》の「剪定」が110と高い指数となっている。

第7表 農業臨時雇賃金と標準賃金

（単位：円／1日〔8時間〕当たり）

		県平均	郡 市 別								
			東 青	西・つがる	中 弘	津 軽	南 北	五 上	十 三	下 北	三 八
田 植	臨時雇賃金	6,633	6,665	6,600							6,600
	標準額	6,553	6,590	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600	6,599	6,195	6,600
	指数	101	101	100							100
稲 刈	臨時雇賃金	6,928	6,717	6,600	8,332				6,600		6,600
	標準額	6,551	6,590	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600	6,593	6,195	6,600
	指数	106	102	100	126				100		100
水 田 一 般	臨時雇賃金	6,778				6,600	6,897	6,600			
	標準額	6,556	6,592	6,600	6,600	6,600	6,600	6,593	6,276	6,600	
	指数	103				100	105	100			
畑 一 般	臨時雇賃金	6,702	6,444	6,667	7,148	6,760	6,842	6,576	6,276	7,043	
	標準額	6,553	6,594	6,600	6,600	6,600	6,600	6,588	6,276	6,600	
	指数	102	98	101	108	102	104	100	100	107	
果 樹 一 般	臨時雇賃金	6,796	6,432	6,600	7,119	6,980	6,772	6,600		6,817	
	標準額	6,599	6,592	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600		6,600	
	指数	103	98	100	108	106	103	100		103	
剪 定	臨時雇賃金	9,950	9,864	10,100	9,693	9,870	10,075			9,983	
	標準額	9,716	9,000	10,000	9,100	9,600	10,000			9,900	
	指数	102	110	101	107	103	101			101	

※ 標準額は市町村農業委員会が策定した額の平均

指数：それぞれ標準額を100とした場合

「果樹一般」の農業臨時雇賃金は、摘果・収穫（男性）の両賃金の平均

5. 農業臨時雇賃金と他産業臨時雇賃金（臨時雇・パート）の水準

(1) 他産業臨時雇賃金（臨時雇・パート）（第8表）

市町村ならびに、近郊（通勤可能範囲）における他産業臨時雇賃金（臨時雇・パート）の水準の県平均をまとめたものである。

男女ごとにみると、男性の1日（8時間）当たりの賃金平均額は、「建設業」が8,186円（対前年比0.5%上昇）と最も高く、次いで「サービス業」が7,054円（同2.7%上昇）、「製造業」が6,959円（同4.7%上昇）の順となっている。

一方、女性の1日（8時間）当たりの賃金平均額は、「建設業」が7,565円（同0.1%下落）と男性同様最も高く、次いで「公的勤務」が6,969円（同1.8%上昇）、「サービス業」が6,884円（同2.3%上昇）、の順となっている。

地域別にみても、男性の《中弘》、女性の《西・つがる》を除き、「建設業」が最も高い賃金額となっている。

第8表 他産業臨時雇賃金（臨時雇・パート）（単位：円／1日〔8時間〕当たり）

	県平均	市 別														
		東	青	西・つがる	中 弘	津 軽	南	北	五	上	十	三	下	北	三	八
男 性	公的勤務	6,883 (0.3)	6,981	7,268	6,538	6,967	6,254	7,002	7,154	7,049						
	建設業	8,186 (0.5)	10,000	8,000	8,500	8,460	7,569	7,794	9,333	8,133						
	製造業	6,959 (4.7)	6,576		10,500	6,973	6,313	7,158	6,509	7,278						
	卸・小売業	6,902 (4.6)	6,576		9,000	7,048	6,313	7,071	6,599	7,210						
	サービス業	7,054 (2.7)	6,576		8,553	7,270	6,740	7,116	6,772	7,201						
女 性	公的勤務	6,969 (1.8)	6,981	7,268	8,038	6,823	6,254	7,002	7,273	7,049						
	建設業	7,565 (△0.1)	8,000	7,000		8,333	7,069	7,413	7,667	7,933						
	製造業	6,776 (4.3)	6,576			6,973	6,313	7,039	6,509	7,178						
	卸・小売業	6,772 (3.8)	6,576			7,048	6,313	6,928	6,599	7,160						
	サービス業	6,884 (2.3)	6,000			7,270	6,740	6,967	6,629	7,201						

※（ ）内は対前年比上昇率（%）〔△は下落、小数点第2以下は四捨五入〕

(2) 農業臨時雇賃金と他産業臨時雇賃金との比較（第9表）

農作業の「田植」賃金を基準（100）とした場合の、農業臨時雇賃金と他産業臨時雇賃金を比較したものである。

男女別にみると、男性では、「田植」が6,633円となっており、それに対して「建設業」が8,186円で指数が123と最も高く、次いで「専門作業」が7,942円で指数は120となっている。

一方女性では、「田植」が6,786円となっており、それに対して「建設業」が7,565円で指数が111と最も高く、次いで「専門作業」が7,354円で指数は108となっている。

また、全体をみると、男女ともに農作業臨時雇賃金の「専門作業」は、他産業臨時雇賃金の「建設業」を除く業種の平均額を上回っている。

第9表 農業臨時雇賃金と他産業臨時雇賃金との比較 (単位：円／1日〔8時間〕当たり)

		農作業臨時雇賃金			他産業臨時雇賃金				
		田植	専門作業	一般・軽作業	公的勤務	建設業	製造業	卸・小売業	サービス業
男性	県平均	6,633	7,942	6,702	6,883	8,186	6,959	6,902	7,054
	対前年比	(△1.3)	(2.4)	(3.0)	(0.3)	(0.5)	(4.7)	(0.5)	(2.7)
	指数	100	120	101	104	123	105	104	106
女性	県平均	6,786	7,354	6,495	6,969	7,565	6,776	6,772	6,884
	対前年比	(△0.1)	(1.3)	(1.3)	(1.8)	(△0.1)	(4.3)	(3.8)	(2.3)
	指数	100	108	96	103	111	100	100	101

※ 指数：農業臨時雇賃金の「田植」を100とした場合

6. 農外諸賃金の水準 (第10表)

市町村ならびに近郊(通勤可能範囲)での、農外諸賃金「大工」、「左官」、「土木工」、「造林」、「伐出」の1日(8時間)当たりの賃金(男性)をまとめたものである。

農外の職種別賃金の県平均をみると、「大工」が13,542円(対前年比5.0%下落)と最も高く、次いで「左官」が13,391円(同4.8%下落)、「伐出」が11,765円(同2.5%下落)となっている。

第10表 農外諸賃金の水準(男性) (単位：円／1日〔8時間〕当たり)

	県平均	別														
		郡		市				別								
		東	青西・つがる	中	弘	津	軽	南北	五	上	十	三	下	北	三	八
大工	13,542 (△5.0)	15,000	17,600	13,479	15,065	11,750	14,226	13,250	10,717							
左官	13,391 (△4.8)	15,000	17,450	13,088	16,233	11,750	13,795	12,375	11,031							
土木工	10,362 (△2.4)	7,000	11,600	8,938	10,850	8,875	12,740	9,575	8,923							
造林	10,375 (△1.1)	10,000	11,700	12,750	9,000	9,000	9,667	10,625	10,618							
伐出	11,765 (△2.5)	10,000	13,050	13,000	9,500	13,500	9,667	12,050	12,375							

※ () 内は対前年比上昇率(%) [△は下落、小数点第2以下は四捨五入]